

処 分 基 準

令和 8 年 6 月 1 日

法 令 名 : 探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 : 第15条第2項
処 分 の 概 要 : 営業の廃止命令
原権者 (委任先) : 茨城県公安委員会
法 令 の 定 め : 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条 (欠格事由)
処 分 基 準 : 法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合 (法第4条第1項に規定する届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全くなく、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。) は、営業の廃止命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考 :